

鈴鹿市庁内委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市規則第19号

鈴鹿市庁内委員会規則の一部を改正する規則

鈴鹿市庁内委員会規則（平成9年鈴鹿市規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前												
<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 鈴鹿市請負工事等執行部会</p> <table border="1" data-bbox="194 994 756 1128"><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>事務局</td><td><u>技術監理部技術監理契約課</u></td></tr></table> <p>2～10 略</p>	略	略	事務局	<u>技術監理部技術監理契約課</u>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 鈴鹿市請負工事等執行部会</p> <table border="1" data-bbox="829 994 1382 1128"><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>事務局</td><td><u>技術監理契約課</u></td></tr></table> <p>2～10 略</p> <p>11 鈴鹿市環境管理委員会</p> <table border="1" data-bbox="829 1254 1382 2016"><tr><td>目的</td><td><u>本市における事務事業全般について、環境への影響を総合的に評価、検討し、改善を推進する環境マネジメントシステムを確立し、その円滑な推進を図るとともに、鈴鹿市地球温暖化対策実行計画に基づき、本市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減を図る。</u></td></tr><tr><td>所掌事項</td><td><u>(1) 環境マネジメントシステムの確立及び維持に係る</u></td></tr></table>	略	略	事務局	<u>技術監理契約課</u>	目的	<u>本市における事務事業全般について、環境への影響を総合的に評価、検討し、改善を推進する環境マネジメントシステムを確立し、その円滑な推進を図るとともに、鈴鹿市地球温暖化対策実行計画に基づき、本市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減を図る。</u>	所掌事項	<u>(1) 環境マネジメントシステムの確立及び維持に係る</u>
略	略												
事務局	<u>技術監理部技術監理契約課</u>												
略	略												
事務局	<u>技術監理契約課</u>												
目的	<u>本市における事務事業全般について、環境への影響を総合的に評価、検討し、改善を推進する環境マネジメントシステムを確立し、その円滑な推進を図るとともに、鈴鹿市地球温暖化対策実行計画に基づき、本市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減を図る。</u>												
所掌事項	<u>(1) 環境マネジメントシステムの確立及び維持に係る</u>												

11～19 略

20 鈴鹿市危機管理推進会議

略	略
定数	25人以内
略	略

21～29 略

30 鈴鹿市公共工事等技術検討部会

略	略
事務局	技術監理部技術監理契約課

31 鈴鹿市社会福祉法人審査会

目的	<u>社会福祉法人の設立認可等の適正な審査を図る。</u>
所掌事項	(1) <u>社会福祉法人の設立認可の審査に関すること。</u> (2) <u>既存の社会福祉法人が新たに社会福祉施設等の整備をしようとするときの審</u>

重要案件の審議及び評価

(2) 前号に掲げるもののほか、環境マネジメントシステムの円滑な推進に関し必要な事項

定数 25人以内

事務局 環境部環境政策課

12～20 略

21 鈴鹿市危機管理推進会議

略	略
定数	20人以内
略	略

22～30 略

31 鈴鹿市公共工事等技術検討部会

略	略
事務局	技術監理契約課

32 鈴鹿市シティプロモーション推進プロジェクトチーム

目的	<u>シティプロモーションを推進することにより、シビックプライドの醸成、移住及び定住の促進、関係人口及び交流人口の拡大、地域経済の活性化等を図る。</u>
所掌事項	(1) <u>シティプロモーションの推進に関すること。</u> (2) <u>前号に掲げるもののほか、シティプロモーションの推進に関し必要な事項</u>

	議に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、社会福祉法人の運営に係る審議に関し必要な事項
定数	10人以内
事務局	健康福祉部健康福祉政策課

定数	10人以内
事務局	政策経営部総合政策課

32 社会福祉法人適正化措置検討会議

目的	社会福祉法人の適切な運営のため、必要な措置を検討し、適正化を図る。
所掌事項	(1) 社会福祉法人の運営の適正化を図るための措置の適用の可否に関すること。 (2) 社会福祉法人の運営の適正化を図るための措置の内容に関すること。 (3) 社会福祉法人の運営の適正化を図るための措置の開始及び解除に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、社会福祉法人の運営の適正化を図るための措置に関し必要な事項
定数	10人以内
事務局	健康福祉部健康福祉政策課

33 鈴鹿市立地適正化計画検討委員会

目的	鈴鹿市立地適正化計画の策定
----	---------------

	及び改定に関し、庁内における調整を図る。
所掌事項	(1) 鈴鹿市立地適正化計画の策定及び改定に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、鈴鹿市立地適正化計画の推進に関し必要な事項
定数	20人以内
事務局	都市整備部都市計画課

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。